

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年2月26日
【事業年度】	第9期（自平成18年1月1日至平成18年12月31日）
【会社名】	株式会社インフォマート
【英訳名】	Infomart Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 村上 勝照
【本店の所在の場所】	東京都港区浜松町一丁目27番16号 浜松町DSビル
【電話番号】	03-5776-1147（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役兼管理本部長 藤田 尚武
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝大門一丁目6番6号 CR芝大門ビル
【電話番号】	03-5777-1710
【事務連絡者氏名】	常務取締役兼管理本部長 藤田 尚武
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年3月29日に提出いたしました第9期（自平成18年1月1日至平成18年12月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正及び追加すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移

第4 提出会社の状況

3 配当政策

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移
(訂正前)

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	平成14年12月	平成15年12月	平成16年12月	平成17年12月	平成18年12月
(中略)					
純資産額 (千円)	295,460	386,487	690,046	864,679	<u>1,841,392</u>

(以下省略)

(訂正後)

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	平成14年12月	平成15年12月	平成16年12月	平成17年12月	平成18年12月
(中略)					
純資産額 (千円)	295,460	386,487	690,046	864,679	<u>1,841,892</u>

(以下省略)

第4【提出会社の状況】

3【配当政策】

(訂正前)

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題と認識しており、経営成績の向上及び財務体質の強化を図りつつ、業績に応じた成果の配分（基本配当性向30.0%）を継続的に行うことを配当政策の基本方針としております。

当社における剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であり、

この配当政策にもとづき、当期の期末配当につきましては、通期の業績が計画を上回り順調に拡大したことから、毎期の業績連動（基本配当性向30.0%）による1株当たりの期末配当金は、前期比760円増の2,620円となり、さらに、平成18年8月8日の東京証券取引所マザーズ市場への新規株式上場を記念した1株当たり500円の記念配当を実施し、合計の1株当たりの期末配当金は、前期比1,260円増の3,120円となりました。

今後につきましても、利益配当による株主に対する利益還元を重視してまいります。

当社は、「取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（円）	1株当たり配当額（円）
平成19年3月28日 定時株主総会決議	105,955,200	3,120

(訂正後)

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題と認識しており、経営成績の向上及び財務体質の強化を図りつつ、業績に応じた成果の配分（基本配当性向30.0%）を継続的に行うこと及び中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを配当政策の基本方針としております。

当社における剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であり、

この配当政策にもとづき、当期の期末配当につきましては、通期の業績が計画を上回り順調に拡大したことから、毎期の業績連動（基本配当性向30.0%）による1株当たりの期末配当金は、前期比760円増の2,620円となり、さらに、平成18年8月8日の東京証券取引所マザーズ市場への新規株式上場を記念した1株当たり500円の記念配当を実施し、合計の1株当たりの期末配当金は、前期比1,260円増の3,120円となりました。

今後につきましても、利益配当による株主に対する利益還元を重視してまいります。

当社は、「取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（円）	1株当たり配当額（円）
平成19年3月28日 定時株主総会決議	105,955,200	3,120

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

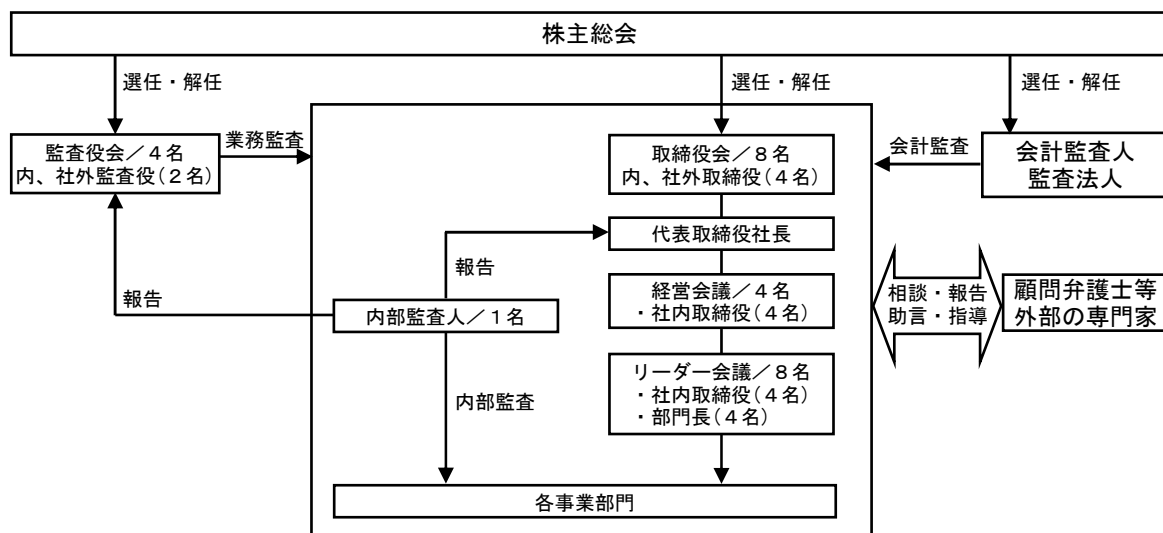
(訂正前)

(1) コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

(省略)

(2) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

① 当社の経営上の意思決定、業務執行及び内部統制に係る経営組織の概要



② (以下省略)

(3) リスク管理体制の整備の状況

(省略)

(4) 役員報酬の内容

第9期における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

取締役を支払った報酬 67,300千円 (社外取締役のうち、3名は無報酬役員であります。)

監査役を支払った報酬 12,500千円

合計 79,800千円

(5) 監査報酬の内容

(省略)

(6) 会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的关系又は取引関係その他利害関係の概要

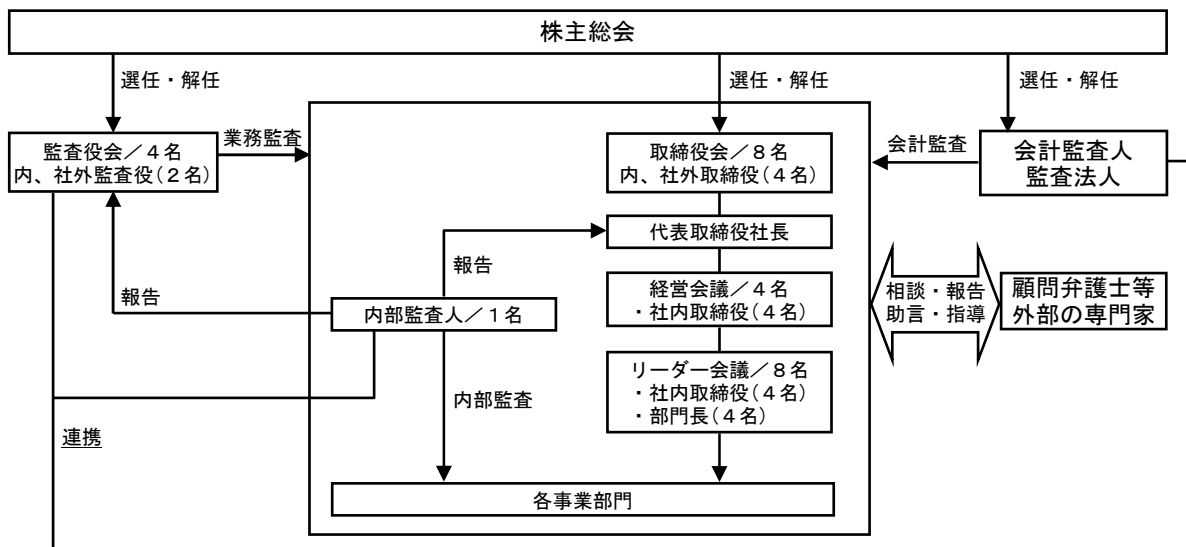
(省略)

(訂正後)

(1) コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方
(省略)

(2) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

① 当社の経営上の意思決定、業務執行及び内部統制に係る経営組織の概要



② (以下省略)

(3) リスク管理体制の整備の状況
(省略)

(4) 役員報酬の内容

第9期における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

取締役を支払った報酬 67,300千円 (社外取締役のうち、3名は無報酬役員であります。)
(うち、社外取締役分 1,200千円)

監査役を支払った報酬 12,500千円 (うち、社外監査役分 3,300千円)

合計 79,800千円 (うち、社外役員分 4,500千円)

(5) 監査報酬の内容
(省略)

(6) 会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的關係又は取引関係その他利害關係の概要
(省略)

(7) 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。

(8) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

(9) 自己の株式取得及び中間配当金の決定機関

① 自己の株式取得

当社は、自己の株式取得等会社法第165条第2項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、自己の株式取得を取締役会の権限とすることにより、機動的な資本政策を行うことを目的とするものであります。

② 中間配当金

当社は、剰余金の配当等会社法第454条第5項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(10) 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第423条第1項に定める取締役及び監査役の損害賠償責任につき、法令の限度において取締役会の決議により免除することができる旨を定款で定めております。これは、取締役及び監査役がその職務の遂行にあたって期待される役割を十分果たすことができるようにすることを目的とするものであります。

(11) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。